

天空の郷地域福祉フェスティバル in 久万高原実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域の課題解決に向けた実践活動を、より一層充実させていくための協議等を行うとともに、活動団体の交流の場を提供する「天空の郷地域福祉フェスティバル in 久万高原（以下「フェスティバル」という。）」を、円滑かつ効果的に実施するため、実行委員会を設置する。

(名称)

第2条 実行委員会の名称は、天空の郷地域福祉フェスティバル in 久万高原実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(所掌業務)

第3条 実行委員会は、次の事項について審議決定し、実施する。ただし、委員長が認めたことについては、作業部会に委任することができる。

- (1) フェスティバル開催要綱・役割分担等基本事項に関すること。
- (2) フェスティバルの企画・運営・広報等に関すること。
- (3) 共催団体及び関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他フェスティバル実施上必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる機関・団体をもって組織する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 委員長、副委員長は実行委員の互選により選出する。
 - 3 監事は、久万高原町社会福祉協議会監事をもって充てる。
 - 4 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
 - 5 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 6 監事は、フェスティバルの会計を監査する。

(顧問)

第6条 実行委員会に顧問及びアドバイザーを置くことができる。
2 顧問及びアドバイザーは、実行委員会の承認を得て委員長が委嘱する。

(招集等)

第7条 実行委員会は委員長が招集し、議長は、委員長または副委員長がこれに当たる。
2 委員は、やむを得ない理由により実行委員会を欠席するときは、代理人を出席させることができる。
3 実行委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決する。

(作業部会)

第8条 実行委員会業務の円滑かつ効果的な実施を図るため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 実行委員会の庶務は、久万高原町社会福祉協議会事務局及び愛媛県社会福祉協議会事務局において処理する。

(解散)

第10条 実行委員会は、その目的を達成したときに解散する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。